

境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、境港商工会議所からの推薦を受け、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から小規模事業者経営改善資金（以下「マル経資金」という。）の融資の実行を受けた小規模事業者（以下「事業者」という。）の利子負担を軽減し、経営安定を図ることを目的に、予算の範囲内で交付する。

(交付対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 境港市内に住所又は事業所を有し、公庫からマル経資金の融資の実行を受けた者
- (2) 境港市税に滞納（新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の規定による徴収猶予の許可を受けた者を除く。）がない者
- (3) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないもの

(交付対象融資等)

第4条 本補助金の交付対象となる融資は、平成26年4月1日以降に融資の実行を受けたものとする。ただし、本補助金の交付対象となったマル経資金の融資の償還を完了した日から1年を経過する日までの間に、再度融資の実行を受けたものを除く。

2 本補助金の交付対象期間は、マル経資金の融資（複数の融資の実行を受けている場合は、その中で最初に実行を受けた融資）の償還が開始された日の属する月の初日から起算して36月を限度とする。

(補助金の額)

第5条 本補助金の額は、毎年1月1日から同年12月31日まで（以下「補助算定期間」という。）に事業者が支払ったマル経資金の融資に係る利子（当該融資の返済が遅延したことによって生じた遅延利息を除く。）の2分の1に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする事業者は、境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書（様式第1号）に、境港商工会議所からマル経資金に係る経営支援を受けていることの証明を受けた上で、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 融資実行を示す書類の写し
- (2) 返済の計画を示す書類の写し
- (3) 公庫が発行する利息支払証明書
- (4) 境港市税の納付状況調査同意書（様式第2号）

- (5) 役員等名簿（様式第3号）
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の申請は、補助算定期間の属する年の翌年の2月末日までに行わなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、本補助金の交付決定及び額の確定を行い、境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 本補助金の交付を受けようとする事業者は、前条の規定による交付決定通知書を受理した日から30日以内に、境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付請求書（様式第5号）に、当該交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月13日から施行し、令和3年度分から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

境港市長 様

申請者 住 所
事業者名
代表者氏名 ⑩

境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）第5条及び境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 補助金の名称 境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金
2 借入内容等

資金用途	設備資金 ・ 運転資金
借入額	円
融資利率	%
償還期間	年 月 日～ 年 月 日
支払利子額及び支払期間	円 年 月 日～ 年 月 日
利子補給補助金交付申請額	円

- 3 添付書類 (1) 融資実行を示す書類の写し
(2) 返済の計画を示す書類の写し
(3) 公庫が発行する暦年ごとの利息支払証明書
(4) 境港市税の納付状況調査同意書（様式第2号）
(5) 役員等名簿（様式第3号）
(6) その他市長が特に必要と認める書類
※ (1)、(2)については、初回申請時のみ

証明日 年 月 日

境港商工会議所 会頭 ⑩

申請者が小規模事業者経営改善資金に係る経営支援を受けていることを証明する。

様式第2号（第6条関係）

境港市税の納付状況調査同意書

境 港 市 長 様

年度境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金を申請するにあたり、補助対象者名義及び代表者個人名義の境港市税の納付状況について境港市が調査し、その結果を交付決定に利用することに同意します。

【申 請 者】(本社・本店)		年 月 日
住所（所在地）	〒	⑩
氏名（名称）		

※本書は、境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金の交付決定のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第3号（第6条関係）

役員等名簿

名称又は会社名		
所在地		
役職名等	ふりがな 氏名	生年月日

備考

- 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあつては当該個人）の氏名、生年月日を記載してください。
- 提出にあつては、氏名、生年月日等の個人情報、境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第3条第3号に該当するか否かの確認のために提供され利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取ってください。
- この名簿は、2に掲げる要件の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

年 月 日

境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第3条第3号に該当するか否かを確認するため、境港警察署へ照会されることに役員等を代表して同意します。

代表者職氏名

Ⓜ

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

様

境港市長



境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）第7条第1項及び境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 円
（算定基準額 円

3 交付の条件

境港市補助金等交付規則及び境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱を遵守すること。

様式第5号（第8条関係）

境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付請求書

金 円

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった
境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

Ⓜ

境港市長 様

<振込口座>

金融機関名	振込口座
銀行 支店 信用金庫 支所 農協 出張所	普通 当座
口座名義人	(フリガナ)
	(漢字)

※交付決定通知書の写しを添付してください。